

# めぐみ厚生センター恵友会 会報

第 287号

めぐみ厚生センター恵友会

法人本部 0952-25-2797  
めぐみ園 0952-34-7722  
富士学園 0952-63-0107  
ウイズ富士 0952-51-0063

発行人 嶋原 貞雄

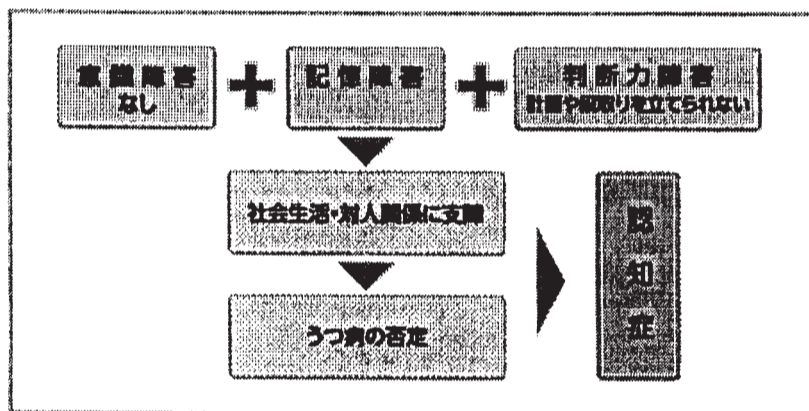
郵便振替 めぐみ厚生センター恵友会 口座番号： 01770-6-12389  
事務局 〒840-2223 佐賀市東与賀町大字飯盛1584 (めぐみ園内) : tel 0952-34-7722



## ～～知っておきたい「認知症」の基本～～



「認知症」とは老いに伴う病気の一つです。さまざまな原因で脳の細胞が死ぬ、または動きが悪くなることによって記憶・判断力の障害が起こり、意識障害はないものの社会生活や対人関係に支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）をいいます。



我が国では高齢化の進展と共に、認知症の人数も増加しています。65歳以上の高齢者では平成22年度の時点で、7人に1人程度とされています。なお、認知症の前段階と考えられているMCIの方も加えると4人に1人の割合となりますが、MCIの方が全て認知症になるわけではありません。また、年齢を重ねるほど発病する可能性が高まり今後も認知症の人は増え続けると予想されています。

年をとれば誰でも思い出したいことがすぐに思い出せなかったり、新しいことを覚えるのが困難になりますが、「認知症」はこの様な「加齢による物忘れ」とは違います。例えば体験したこと自体を忘れてしまったり、もの忘れの自覚がなかったりする場合は、認知症の可能性がります。

「加齢による物忘れ」と「認知症による物忘れ」の違い

	加齢によるもの	認知症
体験した事	一部を忘れる (メニューを忘れる等)	全てを忘れる (食べたことを忘れる)
物忘れの自覚	ある	ない
探し物	自分で見つけようとする (自分で努力する)	盗られたと思う (他の人のせいにする)
日常生活への支障	ない	ある
症状の進行	徐々に進行	進行する

また、認知症の疾患として代表的なものは次の通りです。いくつかの認知症の原因として、異常なタンパク質が脳に留まることや、脳の神経細胞が死ぬことにより発病することが報告されています。

- アルツハイマー型認知症** ・ ・ ・ 最も多いパターン。記憶障害（もの忘れ）から始まる場合が多く、他の主な症状は段取りがたてられない、気候に合った服が選べない、薬の管理ができないなど。
- 脳血管性認知症** ・ ・ ・ ・ ・ 脳梗塞や脳出血、脳動脈硬化などによって、一部の神経細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり神経細胞が死んだり神経のネットワークが壊れたりする。記憶障害や言語障害などが現れやすく、アルツハイマー型と比べて早いうちから歩行障害も出やすい。
- レビー小体型認知症** ・ ・ ・ ・ ・ 幻想や筋肉のこわばり（パーキンソン症状）などを伴う。
- 前頭側頭型認知症** ・ ・ ・ ・ ・ 会話中に突然立ち去る、万引きをする、同じ行為を繰り返すなど性格変化と社会性の欠如が現れやすい。

なお、遺伝によるケースは稀であり、さらに働き盛りの世代でも発症するおそれもあることから、認知症は誰にでも起こりうる病気といえます。

### = 予防 =

- \* 適度な運動とバランスの取れた食事をする → 生活習慣病（高血圧・糖尿病・高脂血症）予防にもなります！
- \* 早期発見と早期治療で高い治療効果がある → 症状の軽いうちに気づき適切な治療をする。薬での改善も可！
- \* 一人で悩まず専門家にも相談してみる → 家族・同僚・友人等と症状について話し合う！

◇恵友会からのお知らせ◇

=役員会・総会について=

日時 2014年5月9日(金) 11:00~
場所 めぐみ厚生センター 法人本部2F
議題 2012・2013年度報告 2014・2015年度計画 その他



◎会費納入等のお願い
恵友会会費は年間2000円です。今年度の会費納入、次年度の会費納入を受付けています。宜しくお願いいたします。

日本キリスト教会浦和教会
日本キリスト教会西宮中央教会

◎ご寄付ありがとうございます

(平成26年3月1日現在)

(敬称略)

富士学園家族会
平成25年度一四四名
平成一七年度一四八名
平成一八年度一四八名
中島秀夫・由美子



◎会費納入ありがとうございます

(平成26年3月1日現在) (敬称略)



Q: どこで作るの?

A: 指定特定相談支援事業所ってトコ!

〈知ってた?〉

福祉事業所と相談支援事業は大切な仲間なんだって!!

Q: お金は(^\_^) かかるの?
A: いいえ。無料です。
(事業所の設定する実施地域以外一部負担金があります)

Q: どんな時に必要なの??
A: 地域生活支援事業以外の福祉サービスを利用する時に、この計画書がないと利用出来ないんだよ!

Q: 誰が作るの?
A: 相談支援専門員だよ

福祉サービス利用時には「サービス等利用計画書」が必要になるよ。。
「サービス等利用計画とは?」
障害者福祉サービス等を利用する方が総合的な援助方針やご本人の生活などに関する課題を踏まえ、もっとも適切なサービスを組み合わせて作成されます。

変わりゆく福祉サービス形態



平成24年「障害者総合福祉法」が制定され、福祉のニーズも多種多様化しています。今後の福祉サービス利用に必須とされる分野を簡単に紹介しましょう♪

成年後見人制度

《成年後見人制度とは?》
認知症、知的障害、精神障害等で判断能力に不安がある方々を保護し、生活を支援する制度です。

任意後見人

判断能力が衰える前に契約

法定後見人

判断能力が衰えた後に契約
(成年後見・保佐・補助の種類がある)

本人住所地の家庭裁判所

※約3~4ヶ月かかります

「申立書」の書類提出

面接・調査・鑑定

成年後見人や監督人の選出

審判結果の告知・通知

法務局に登記(戸籍には記載されない)

〈知ってた?〉

◎後見人に出来ること

- 本人の財産管理
各種支払い、手続き
相続等の手続き ほか

×後見人に出来ないこと

- 結婚、離婚、遺言の代理
医療行為などの同意
連帯保証など

在宅医療

【狭義の意味】

緩和医療などの医療者が通院に困難な患者の自宅もしくは老人施設などを訪問し医療を行うこと。

【広義意味】

「病院外」で行うすべての医療のこと。

在宅医療の名称

- 訪問診療または往診
訪問看護
訪問歯科診療
訪問歯科衛生指導
訪問リハビリテーション
訪問薬剤指導
訪問栄養指導

home medical care
(在宅で行う医療)
~「外来」「入院」について「第3の医療」として捉えられています~

在宅医療に関すること

①在宅ケアは、医療だけでなく様々な福祉的サービス(訪問看護・ヘルパーサービス・入浴サービス・デイサービス等)も関わっており、介護家族や看護婦、ヘルパー等の患者を取り巻く人々と協力し実践される「チーム医療」とも言われています。

②単に療法の継続ではなく患者本人の病状認識、療養指導、ケア等のトータルサポートを図ることが必要になり、近年では、この在宅医療についての意識が高まり、訪問医療専門の医師も増え各種講座も開催されています。

